

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和2年5月7日（木）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一委員会室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和2年5月7日(木)
 2. 総会の場所 魚津市役所第一委員会室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 12名
 - 会長(議長) 14番 杉山 篤勇
 - 会長職務代理者 9番 徳本 久邦
 - 委員 2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修 10番 原 武雄
 - 12番 中田 登與志 13番 中島 悦子
 5. 総会に欠席した農業委員の数 2名
 - 1番 北田 直喜 11番 関口 たず子
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
 - 加積地区 畠山 勇 道下地区 大崎 章博
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 7番 石坂 誠一 8番 中山 修
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 山本 浩司 庶務係長 明石 主計
 - 主任 井口 健太郎
-

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和2年度5月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、7番石坂委員、8番中山委員にお願いいたします。

議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は3件ございました。

転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は、加積地区1件、道下地区1件、西布施地区1件、合計面積が2,745㎡です。それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第17号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

5番： 先ほど事務局から説明があった通りです。排水に関しては、幅40cm、深さ35cmの水路ですので問題無いと思います。

10番： 譲受人の担当者より転用計画の説明を受けました。事務局から説明があった通りでして、何ら問題無いと考えます。

2番： 事務局から説明があった通りです。特に問題無いと思います。

議長： ただいま5条案件について、事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第17号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

- 事務局：・非農地通知（令和2年4月分）について
- ・農振除外（令和2年3月受付分）について
 - ・平成31年度（令和元年度）魚津市農業委員親交会収支報告
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の体制について（案）
→事務局（案）について、委員了承。
 - ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦状況について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時10分】

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内にかづみ認定こども園の公共施設とりんごの丘歯科医院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は実家暮らしをされており近々結婚する予定です。実家は三世代5人で生活していて手狭であることから、独立して戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金と親族からの借入金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は申請地北側の宅地横の用排水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は現在申請地隣に本社が、〇〇地内に資材倉庫があります。社員47名中31名は〇〇の資材倉庫で勤務していますが、労務状況や車両、資産等の管理体制を強化するため、社員及び車両を本社に統一することとしています。通勤車及び重機車両合わせて60台分の駐車場と資材倉庫や社員休憩所等を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（農道・水路）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、社屋及び駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、社屋及び駐車場の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既設のコンクリート擁壁があり、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されております。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は申請地海側に新設する側溝を経由し、市道沿いの側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号3番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	農地の区分は、おおむね47haの一団の農地の区域内にあり第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	現在、借人は妻と実家で生活していますが、今般、東京に住む借人の姉が実家に戻ることとなり手狭になります。将来子供ができた時は、両親に養育の手助けをお願いしたいこと、両親が高齢となった際は介護も必要となることから、実家の横に自己住宅の建築を計画しております。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関の融資事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、自己住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に擁壁がない南側及び東側には擁壁を新設し、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は北側の県道横の側溝へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		